

お客さま各位

西兵庫信用金庫

当座勘定規定（一般当座口用）改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

今般、当金庫では、払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定（一般当座口用）を改訂させていただきます。

本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

1. 掲載日（公表日） 令和7年1月27日（月）
2. 適用開始日 令和7年4月 1日（月）
3. 新旧対照表 変更または追加される条項のみ記載しています。

新	旧
<p>第7条（手形、小切手）の支払</p> <p>（1）（2）省略</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手、<u>または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p><u>（4）前項の払戻しに当金庫所定の払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の呈示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の呈示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手）の支払</p> <p>（1）（2）変更ありません</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>（追加）</u> を使用してください。</p> <p><u>（追加）</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）（3）省略</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手 <u>（追加）</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>（追加）</u> 諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）（3）変更ありません</p>

以上